

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td style="text-align: right;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第5条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td style="text-align: right;">100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td style="text-align: right;">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を、12月に支給する場合には<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>	<p>（期末手当） 第5条 （省略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の197.5</u>を、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみなす。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 984 698 1032">在職期間</th> <th data-bbox="703 984 1115 1032">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 1035 698 1083">6月</td> <td data-bbox="703 1035 1115 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1086 698 1134">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="703 1086 1115 1134">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1137 698 1185">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="703 1137 1115 1185">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1189 698 1224">3月未満</td> <td data-bbox="703 1189 1115 1224">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 984 1594 1032">在職期間</th> <th data-bbox="1599 984 2011 1032">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 1035 1594 1083">6月</td> <td data-bbox="1599 1035 2011 1083">100分の100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1086 1594 1134">5月以上6月未満</td> <td data-bbox="1599 1086 2011 1134">100分の80</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1137 1594 1185">3月以上5月未満</td> <td data-bbox="1599 1137 2011 1185">100分の60</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1189 1594 1224">3月未満</td> <td data-bbox="1599 1189 2011 1224">100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（期末手当）</p> <p>第4条 （省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（公布の日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>給料月額 110万円</p> <p>地域手当 給料月額に<u>100分の15.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。</p> <p>給料月額 110万円</p> <p>地域手当 給料月額に<u>100分の15</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の197.5、12月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				

芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例新旧対照表（平成28年4月1日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現 行																				
<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">給料月額 110万円</p> <p style="padding-left: 2em;">地域手当 給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の202.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の217.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<p>（給与）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>2 給料及び地域手当の額は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">給料月額 110万円</p> <p style="padding-left: 2em;">地域手当 給料月額に<u>100分の15.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>5月以上6月未満</td> <td>100分の80</td> </tr> <tr> <td>3月以上5月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （省略）</p>	在職期間	割合	6月	100分の100	5月以上6月未満	100分の80	3月以上5月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				
在職期間	割合																				
6月	100分の100																				
5月以上6月未満	100分の80																				
3月以上5月未満	100分の60																				
3月未満	100分の30																				